

平成 26 年度 第 1 回 こども・子育て支援会議 放課後事業部会 会議録

1 日 時 平成 26 年 5 月 23 日（金）午前 10 時～午前 12 時

2 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 10 共通会議室

3 出席者

（委員） 岡田 龍樹 委員、 倉光 慎二 委員、 小谷 啓二 委員、
中澤 新治 委員、 中山 良明 委員、 福永 政治 委員、
藪根 多恵子 委員

（本市） 田丸 卓嗣 こども青少年局青少年担当部長
松原 俊幸 こども青少年局企画部放課後事業担当課長
坪井 宏暁 教育委員会事務局指導部初等教育担当課長

4 議題

- （1）会議の公開について
- （2）こども・子育て支援会議 放課後事業部会について
- （3）児童いきいき放課後事業受託業者の運営状況及び平成 27 年度以降の公募について
- （4）子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況及び対象児童の要件について
- （5）教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について
- （6）放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準について
- （7）その他

5 議 事

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、「こども・子育て支援会議 放課後事業部会」を開催させていただきます。委員の皆様方には公私ともお忙しい中ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきますこども青少年局企画部青少年課放課後事業担当課長代理の大山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは開催にあたりまして、大阪市こども青少年局青少年担当部長の田丸よりご挨拶申し上げます。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

皆さんおはようございます。ただ今ご紹介ございました青少年担当部長の田丸でございます。本当に委員の皆様方にはお忙しい関わらせず、委員ご就任お引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。本日は第 1 回目の放課後事業部会でございます。これまで開催しておりました大阪市の放課後対策事業推進会議という前段の会議の時から、引き続き多くの委員の皆様方にまたご協力賜り、改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。放課後施策についてでございますけど、この間、皆様方のご協力を元に、大阪市におきましては市政改革プランによる事業の見直しということで、児童いきいき放課後事業におきましては、公募を実施いたしますとともに、また時間延長サービスなど提供できる環境を一定整えることができました。そして、子どもの家事業につきましても、各事業者をはじめ関係者の皆さんの、本当に温かいご理解とご協力を得まして、留守家庭児童対策事業へ移行を行なうことができました。この場をお借りいたしまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日でございますけども、早ければ平成 27 年の 4 月から予定されております「こども・子育て支援新制度」の本格実施に向けまして、放課後児童クラブ、大阪市においては基本的には留守家庭児童対策事業を指しておりますけども、この事業の基準につきまして、皆様方にご議論いただき、様々なご意見をいただきたいということで、本日開催させていただきました。

おりしも、新聞報道によりますと、昨日も安倍首相が横浜で放課後児童クラブを見学されたということで、30 万人の増、というような報道で、我々も仄聞しておりますけれども、今こういった事業というのが非常に市民の方からも関心高い事業でございますし、我々としても非常に大切な事業であると認識しております。先月末には、厚労省から、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が発出されたところでございます。この省令に基づきまして、本市におきましても、基準について条例で定めていくという必要がございます。本日はこういったこの基準のあり方につきまして、何卒忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。我々といいたしましても、全ては大阪市の子ども達のためにという思いでやってまいりたいと思いますので、本日どうかよろしく、ご議論ご意見の方をお願いいたしまして、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

それでは続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に配付しておりますレジュメ 1 枚めくっていただきまして資料の 1 に委員名簿がございます。こちらの方をご参照いただきたいと思います。それでは 50 音順ということでご紹介をさせていただきます。

天理大学人間学部教授の岡田委員でございます。

社会福祉法人育徳園理事の倉光委員でございます。

社会福祉法人石井記念愛染園 愛染橋児童館館長の小谷委員でございます。

大阪市立小学校長会副会長の中澤委員でございます。

大阪市子ども会育成連合協議会会長の中山委員でございます。

大阪市主任児童委員連絡会代表の福永委員でございます。

大阪市 P T A 協議会副会長の藪根委員でございます。

なお、杼本委員におかれましては本日所用のためご欠席ということで、皆様方によりしくお伝えくださいとのことでございました。お願いいたします。

続きまして、事務局のメンバーをご紹介させていただきます。名簿順に従いまして、自己紹介の形でご紹介させていただきます。

田丸部長からよろしくお願いいたします。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

田丸でございます。よろしくお願いいたします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

放課後事業担当課長の松原です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

改めまして、放課後事業担当課長代理の大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大平こども青少年局企画部青少年課担当係長】

担当係長の大平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【古瀬こども青少年局企画部青少年課担当係長】

同じく担当係長の古瀬と申します。よろしくお願いいたします。

【福田こども青少年局企画部青少年課担当係員】

担当係員の福田と申します。よろしくお願いいたします。

【松元教育委員会事務局総務部施設整備課長代理】

教育委員会事務局総務部施設整備課長代理の松元でございます。本来深見が参るところですが、本日所用のため代理出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

【坪井教育委員会事務局指導部初等教育担当課長】

失礼いたします。教育委員会事務局指導部初等教育担当課長の坪井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

事務局ではございませんが、今日は企画グループからも参っております。

【宮本こども青少年局企画部企画担当課長代理】

企画担当課長代理の宮本です。どうぞよろしくお願いいたします。

【豊福こども青少年局企画部企画担当係長】

こども青少年局総務課企画グループの担当係長豊福です。よろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入ります前に、本日配布しております資料の確認をさせていただきたいと存じます。お手元の資料をご参照ください。まず本日の資料といたしまして、レジュメでございます。資料 1 といたしまして、先ほどもご紹介いたしました委員名簿でございます。資料 2 といたしまして、「こども・子育て支援会議条例・規則」でございます。資料 3 といたしまして「審議会等の設置及び運営に関する指針」です。次に資料 4 といたしまして「傍聴要領」。続いて資料 5 といたしまして「こども・子育て支援会議運営要綱」。続いて、資料 6 といたしまして「こども・子育て支援会議放課後事業部会について」。資料 7 といたしまして、「こども・子育て支援会議委員名簿」。資料 8 といたしまして「児童いきいき放課後事業 活動時間延長・実施状況等」。資料 9 といたしまして、「子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況」及び「子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行に伴う対象児童の要件について」。資料 10 といたしまして、「留守家庭児童対策事業の状況」。資料 11 といたしまして、「教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について」。資料 12 といたしまして、「厚生労働省の省令のポイント」。資料 13 といたしまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚労省令第 63 号）」。最後に、資料 14 としまして、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）に対して寄せられた御意見について」でございます。たくさんになりますが以上です。おそろいでしょうか？

それでは本日の最初の議題にうつりたいと存じますが、まずお手元の資料 2 を御覧いただけますでしょうか。こちらは当支援会議条例なんですけども、第 6 条の第 3 項に「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互

選によりこれを定める」とあります。この規定に基づきまして、まずは部会長の選出をお願いしたいと存じます。なお、初めての会議ということでございますので、事務局で案をご用意しております。事務局案についてご検討いただくということでいかがでございましょうか。

【全員】
(異議なし)

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

それでは事務局案といたしまして、今回専門委員としてご参画いただいております、岡田委員をお願いしたいと存じます。岡田委員は、天理大学で生涯学習論、成人教育論、社会教育学をご専門として教鞭をとっておられる傍ら、文部科学省が推進する、地域が連携し学校教育を支援する「学校支援地域本部事業」ですとか、放課後等のこどもの体験学習を促進する「放課後こども教室」について実践を通した研究のほか、本市放課後施策に関しましては、平成 24 年より本市「放課後事業対策推進会議」において座長を務められるなど、本市放課後施策にも精通していらっしゃいます。いかがでございましょうか。

【全員】
(異議なし)

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

ありがとうございます。それでは岡田委員には部会長をお願いいたします。恐れ入りますが、岡田委員につきましては、部会長席の方へお移りいただきたいと思ひます。

続きまして、部会長代理についてでございますけれども、同じく条例第 6 条の第 5 項におきましてあらかじめ部会長が指名する、という規定になっております。従いまして、部会長からご指名いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡田部会長】

ただいま部会長に選出いただきました岡田でございます。本日はいろいろなご議論をお願いしたいと思ひますのでよろしくをお願いいたします。また私も力足らずでございますので、部会長代理としてお力添えいただきたい方をご指名させていただきます。本会議の委員でもございます支援会議委員の中から小谷啓二委員を部会長代理にご推薦させていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

【全員】
(異議なし)

【岡田部会長】

よろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

ありがとうございました。それでは、小谷委員に当部会の部会長代理をお願いいたします。

それでは、岡田部会長ならびに小谷部会長代理からお一言ずつご挨拶をお願いしたいと存じます。

【岡田部会長】

改めて、岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この部会はこども・子育て支援会議の専門部会になっております。こども・子育ての全体を議論していく会議の中で、いわゆる「小1の壁」と言われる部分を支援していく放課後事業について、この会議でいろいろなご意見をいただき、それを上の会議へきちんと伝えるという役割の部会だと承知しております。先生方の現場からのご意見を伝えなければいけないと思っておりますので、どうぞ今日は忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

ありがとうございます。小谷部会長代理から一言お願いいたします。

【小谷部会長代理】

幸い大阪市は「いきいき」事業等で必要な数は満たしております。ただその中身をより充実していかないといけないかなと思っておりますので、皆さんの意見、本会議の方にもあげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

ありがとうございました。それでは、会議の進行を部会長にお願いしたいと思います。部会長、よろしくお願いいたします。

【岡田部会長】

はい。それでは次第に移りまして、会議を進めさせていただきたいと思います。まず、会議の公開について事務局からご説明をお願いいたします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

はい。それでは、失礼して座ってご説明させていただきます。お手元の資料3を御覧になってください。審議会等の公開につきましては、大阪市として、「審議会等の設置及び運営に関する指針」を定めております。審議会等の会議を公開することにより、行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るとともに、市政に対する市民参加を促進することとしております。

公開・非公開につきましては、設置後の第1回会議において決定することとされております。審議会等は原則公開することとされていること、また、当部会は、個人や法人等の利益を害する情報や支障をきたす情報は、現段階では想定しておりません。従いまして、当部会につきましては、次の資料の4のとおり、傍聴要領を定めまして、会議を公開することとし、市民に対しましては議事要旨の情報提供を行なうこととしてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【岡田部会長】

それでは、この「審議会等の設置及び運営に関する指針」に従って、傍聴していただくことを認めて、公開でよろしいでしょうか。

【全員】

(異議なし)

【岡田部会長】

傍聴要領はこの部会で策定されているということになりますが、この中で何かお気づきの点とか御意見ございますでしょうか。資料４の傍聴要領、これでよろしいでしょうか。

【全員】

(異議なし)

【岡田部会長】

それではこの会議は原則公開とさせていただきます。
傍聴者の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

はい。10名おりますので、ご案内します。

【岡田部会長】

お入りいただきたいと思います。どうぞ。

【岡田部会長】

はい、それでは、この会議は公開ですので、傍聴の方々に入っていただきましたので、議事を進めさせていただきます。

それでは、２つ目の議題に「こども・子育て支援会議 放課後事業部会について」事務局より説明をお願いします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

それでは、「放課後事業部会について」ご説明をいたします。資料につきましては、資料５を御覧ください。
この要綱は昨年４月に条例で設置されました「こども・子育て支援会議」の運営に関し、必要な事項を定めたものでございます。第２条のところの「部会の設置」のところに規定されておりますとおり、この下にございます別表に掲げる部会におきまして、個別具体的な課題について集中的に議論する必要性があるため、放課後事業部会として本年１月に設置をされました。部会の設置趣旨ですとか、検討内容等につきましては、次の資料６に記載をしておりますので、そちらを御覧ください。

設置の趣旨でございますけども、本市における放課後事業の総合的かつ、計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、地域の実情を踏まえ専門的な立場から検討を行なうため設置をされております。主な検討内容につきましては、本市における放課後事業の実施方針や運営基準などに関すること。あるいは総合的な放課後における児童の学びの場、遊びの場の検討及び検証などに関すること。についてでございます。メンバー構成につきましてはこちらに記載のとおり放課後事業関係者、こども関係団体の代表者、有識者等により構成されております。スケジュールにつきましては、今回第１回開催以降、随時開催をさせていただきます。また部会長、部会長代理におかれましては、部会での意見をまとめていただき、必要に応じて親会議であります「こども・子育て支援会議」に報告を行なっていただく必要がございますので、その節は何卒よろしくお願い申し上げます。

なお参考といたしまして、次の資料の７に「こども・子育て支援会議委員」の名簿を付けておりますので、お目とおしのほどよろしくお願いします。説明は以上でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございます。親会議と併せて放課後事業部会の部会についてご説明いただきましたが、何かご質問

等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【全員】

(なし)

【岡田部会長】

それでは続けさせていただきます。

議題3 「児童いきいき放課後事業受託者の運営状況及び平成27年度以降の公募について」、事務局よりお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

担当課長の松原です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、「児童いきいき放課後事業受託事業者の実施状況及び来年の公募について」ご説明をさせていただきます。資料8になります。前年度の公募選定の結果、表にありますとおり、大阪市教育振興公社、株式会社セリオ、NPO法人緑・ふれあいの家、NPO法人榎本地域活動協議会、社会福祉法人東淀川区社会福祉協議会いたかの地域活動協議会の共同体の5事業者が、平成25年12月～平成27年3月31日までを委託事業期間として選定されました。今のところ各事業者とも、特に教育振興公社以外は初めての委託ということになりますので、本当に努力をされまして、大きな事故もなく、円滑に運営が行なわれている状況でございます。

運営に関する課題の一つといたしまして、利用者負担による活動時間の延長が、仕様書で規定をされております。現在各事業者のおきまして、事業者ごとに実施条件を設定し、全保護者に対し、その条件を提示したうえで利用者負担による時間延長の希望を確認していただいたところです。その実施条件等が一覧の右側に書いてあるとおりでございます。例えば、大阪市教育振興公社でございましたら、12名以上19時まで月7,500円。これら条件を提示した上で募集をしたのですが、現在時間延長実施または実施予定をしているのが、北区4校、及び東淀川区の1校、それから鶴見区1校の6校のみが実施、または実施予定、という状況になっております。各事業者とも今回のアンケートの結果、実施までには至らなかったんですけども、常時募集をして、ニーズがたまり次第実施可能となった場合、実施するということで、募集を続けているところでございます。各事業者が実施したアンケートの結果を見ますと、時間延長ニーズに関しては広くあるものの、地域でまとまった数というのがなかなかない、というのが考えられます。ただし本市事業といたしまして、この児童いきいき放課後事業はこれからは市民ニーズに応えながら実施していく必要がございますことから、時間延長についてはニーズがたまり次第、また他の様々なニーズに関しても事業者と連携しまして取り組んでまいります。ご説明は以上でございます。

【岡田部会長】

27年度以降の公募についてお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

27年度以降の公募についてですが、27年3月31日までが委託事業期間ということでございますので、27年4月1日以降の事業者について、現在選定作業を進めるべく準備を進めております。具体的なスケジュールにつきましては固まっておりますので申し上げることはできませんが、できるだけ早いうちにとは考えておりまして、まとまりましたら皆様には何らかの形でご報告させていただきたいと考えているところでございます。以上です。

【岡田部会長】

はい、ありがとうございます。

この留守家庭児童とは別の大阪市で安定してきております児童いきいき放課後事業、文部科学省の持っている事業と承知しておりますが、それについてご説明いただきました。昨年、公募があつて、1年4ヶ月間の公募・運営をやっていただく団体をご紹介いただいて、時間延長の状況等もご説明いただきました。この事業者はまた今年度公募して、27年度また業者を選定するという段取りになっているというご説明でした。

時間延長の状況等も併せまして、この件について委員の方から何か御意見ございますでしょうか。

【福永委員】

10名以上ということで基準を決められて、学校によっては非常に人数の多いところと少ないところがありますよね。少ないところだったらこういう要件に当てはまらないかもしれないし、7,500円で、働いているお母さんが負担ですよ。そこら辺はもうちょっと公社、ボランティア入れてもうちょっと入りやすくするとか、なんかもうちょっとできたりするのかなと思います。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

児童いきいき放課後事業に関しましては、基本的な配置基準というのが決められております。50名までは2人、それから必要に応じて、例えば障がい児のお子さんであるとか必要に応じて加配をいたします。時間延長をされた場合もその基準を準用するということになりますので、その配置基準を守って、子どもの安全の話ですので、守った上で人を配置した場合、恐らくこれくらい見込まれるということでの設定となっております。各事業者で若干条件が違ふのですけども、これは各事業者がシフトの工夫あるとか配置工夫、現在の状況ということで設定をされているところです。298ヶ所のうち6ヶ所といことで非常に少ないんですけども、大阪市の市費の及ばない範囲となりますので、今後各事業者が提示した条件と若干違つても実施可能ということであればするという形になっているところでございます。

【小谷部会長代理】

よろしいでしょうか。公募の条件なんですけども、単年度での事業を考えていらっしゃるんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

次回の公募ということでしょうか？

【小谷部会長代理】

まだ作業中ということだったんですけど。それと区によって多少公募の条件が違ったわけなんですけども、その辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

来年度の公募条件に関しましては、公募開始前なのでなかなか今こうなっていますって言い難い状況なので、前回の状況を申し上げますと、初めてのいきいきの公募でしたので、ちょっと期間を短く設定したのは事実でございます。その他大阪市の事業を見ますと、基本複数年の募集が非常に多くなっております。それは一定、複数年を取らないと事業者の方々も申請しにくいという状況があるということで、こちらとしましてもできるだけ事業者の方々に応募いただきたいという観点は持っております。

それから各区で公募条件が違ったということなんですけども、各区で実情が違うということから、実情に合わせて区長が考えて区に応じた設定をさせていただいたということでございます。来年度どうなるかは申し上げることはできないんですけど、恐らく同じように、各区によって違うという意味での設定はされるのではないかな

と考えております。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

ちょっと補足させていただきますと、先ほど小谷委員からもあった状況でございますけど、やっぱりこういった事業は直接子どもさんを処遇していただく事業ですので、事業の一定の安定的な運営というのが必要ということで、確かに単年度の契約ということなんですけど、安定的に運営していただくにはどういうあり方がいいのかということは、今市の中でも議論させていただいているところでございます。それから先ほど課長が申しましたように、契約につきましてもやはり区によってかなり事情がいろいろ違う状況になってきております。今やはり基本的には区に、市長はニア・イズ・ベターという言い方をしております。やっぱり一番区の実情とか市民の方に近いところの意見をよく聞いて進めなさいと言われておりますので、私どもでは例えば区長会の意見を聞きながら事務手続きを進めておるという状況でございます。従いまして、やはり先ほど課長が申し上げましたとおり、なかなか統一的にいくのがいいのか、やっぱりその辺は区によって状況が違うのでできるだけ細かいような中身でいくのか分けて、一方で事務的な作業の問題というのもどうしてもございますので、一番いい答えを見つけていくのかなと、今区長を含めて市の内部で議論しておるところでございますので、まとまりましたらご報告させていただきたいと思っております。

【岡田部会長】

この事業を受けている団体さんが複数年である程度期間で見通しを持って運営していけるとなると、また時間延長の部分の料金設定とかというのもまた変わってくることになるのかも知れないですね。ただ先ほどご説明ありましたように、6時までは市費で行い、それ以降は事業者が財源を考えていかないといけないというところですので、なかなかそれぞれの団体で工夫が必要になってくるのでしょうか。

他にこの件に関しまして、何か御意見ございますでしょうか。

【福永委員】

事業期間は、来年3月までですから、実績が出ていると思います。次の選定の評価には地域の意見も聞いていただき、商売ではなく子どものことを考えてもらいたい。

【岡田部会長】

よろしいでしょうか。

【藪根委員】

この金額は、健常の子ども、障がいの子どもの関わらず、利用者の負担というのは変わらないということですか。そうしたら、学校単位やら区やらによって、例えば、障がいの抱えている子どもさんの利用率が高いときはこの金額が増額してしまう可能性も今後あるということですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

今現在のところ、この時間延長部分に関してはこまかな設定はされておられません。誰が来られても同じ値段というのが前提でございます。

【岡田部会長】

一つの学校だけを担当している事業体であればそこだけという形になりますが、複数を運営しているといずれにせよどこかでたくさん参加者があつたりすると、全体では調整することになりますが、本当に同じ負担額で平

等かというところと微妙なところがありますね。

【福永委員】

たぶん人件費ですね。人件費は例えば子どもが何人おろうが人件費で変わらない。子どものこと考えたら、ある程度採算が取れる条件にした上で人数によって金額変えるとか、それと例えば生活保護をうけているとか、もうちょっと考えて欲しい。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

定着していないというのが一番の大きな原因かなと考えております。これから引き続き募集することで、徐々に増える可能性はあります。それは推移をみないとわからないです。

【倉光委員】

今の公募につきましても、何度も1事業者として手をあげようと思ったんです。単年度の毎年公募なんて本当に見通しがたたないというか。やっぱり低学年、あるいは高学年も2年3年のビジョンを持った保育というものを考えますので。毎年毎年公募でどうなるかわからん、人の雇用についても来年あかんかったらおたくみんなクビですよなんて言えませんか、その辺のところ公募の状況を考慮いただきたいと思います。

【福永委員】

継続性が一番ですね。

【倉光委員】

ええ。子どもの育ちは連続性ですんでね。

【岡田部会長】

はい、それでは新制度のこの事業を様子を見ながらまた次年度に向けての公募要領等もこれから見ていきたいと思いますので、まずそうした条件をお示しいただけるようになったらご説明いただきたいと思います。この件についてはよろしいでしょうか。

それでは、次に議題の4「子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行状況及び対象児童の要件について」事務局から説明をお願いします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ご説明いたします。資料は9になります。平成24年7月に策定されました市政改革プランにおきまして、平成25年度末をもって、子どもの家事業は留守家庭児童対策事業へ移行するという方針に従いまして、移行をさせていただいたものです。市政改革プランの策定以後、全事業者に状況のご説明、聞き取り、事業の説明を行ないまして、1年半程度かけまして移行に向けた準備をお願いしてまいりました。各事業者におかれましては、登録児童や保護者の説明、それから利用料の設定、留守家庭児童のニーズの把握、それから法人内でのご努力など、様々なご努力、それから準備を行なっていただきました。また、局といたしましても移行に向けまして、個別にご相談ご説明に応じてまいりました。結果平成26年4月現在、平成25年度26事業者の内、20事業者が留守家庭児童対策事業の申請をいただきまして、継続して事業を進めていただいております。残る6事業者におかれましては、留守家庭児童のニーズを集めきれず、現在留守家庭児童対策事業を行う申請を行なわれていないところでございます。私たちとしましては4月当初より事業を行えなくても、ニーズ希望が集まれば年度途中においても事業開始申請を受け付ける旨は事業者の方々にはお伝えしているところでございます。なお参考に次の資料

10 になりますけども、平成 25 年度の留守家庭児童対策事業者の 26 年度の申請状況につきましても併せて添付をしております。この 10 年以上傾向といたしまして、この実施事業者数は減少いたしております。平成 24 年度は 99 箇所、それから平成 25 年度においては 92、今年度においては 88 ということで漸減と言いますか、減少をしております。一番の理由としましては、対象児童の数、補助対象児童の数が集めきれなかったというのが大きな原因であると考えています。一方で、平成 25 年度及び平成 26 年度で各 1 箇所ずつ新規開設の申請がございまして、その申請にあたりまして補助金を交付してまいりました。今後ともこの留守家庭のニーズにつきましても、地域、それから年代で偏在していると考えられます。今後も柔軟に対応できるように努めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして、補助対象児童についてご説明をさせていただきます。資料の下段補助金交付の要綱上は児童福祉法に基づきまして、「小学校中学生概ね 10 歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」としてしております。補助金交付要綱の運用上につきましては、概ね 10 歳未満とありますが、1 年生～6 年生及び中高生の障がい児を交付要綱としております。ただし、保護者は労働等とかなり限定をしておりました。この間、子どもの家事業から留守家庭児童対策事業への移行にあたりまして、各事業者から聞き取りをさせていただく中で、昼間子どものみることができない家庭、働いていないけども実質的に留守家庭の状況にあるこどもが利用している状況がみられると、事業者からお伺いしているところでございます。そのため内部での検討の結果、そのような実質的に留守家庭となっている児童についても対象児童として対象する児童とすることになりました。各事業者におきまして、保護者の状況等を確認し、本市の求めに応じてその保護者の状況を書面でいただくという必要がございます。そのため対象児童の確認につきまして、ご不明な点がありましたら本市に問い合わせてください。ということでお願いをしてまいりました。今年度今のところですけども、そのような申請事例は複数の事業者からいただいているところでございます。その点につきましては、改めて監査とかで本市から確認を行なうということになります。そのことにつきまして、各事業者の方にお示しをしたのがこの文章ということになります。以上でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございました。

本市に依頼をしたもう一つの子どもの家事業を留守家庭児童対策事業へ移行していくという移行状況をご説明いただきました。この件について、何かご質問等ございますでしょうか。

【岡田部会長】

対象児童要件というのは、留守家庭児童対策事業にあてはまるんですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

留守家庭対策事業の要件にいたしました。

【中山委員】

「移行せず」の 6 箇所についても、今後の方針というのは、出しておられるんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

今のところ特に動きはないです。地域でいろんな事業をされていたので、いろんなお声を聞かれていると思います。そのことで改めて留守家庭児童対策事業をしようということであれば、相談にのらせていただきたいと考えております。

【福永委員】

子どもの家の事業というのは、別に留守家庭でなくても、大丈夫ですよ。完全に人数がかぶったから変更になるんです。たぶん、こういうところは「いきいき」がそこで全部見てあげましょうということで、今までいてる地域の子どもやからということで、たぶんやっていると思います。

【岡田部会長】

よろしいでしょうか。

それでは次の議題 5 に移りたいと思います。「教育・保育、地域子ども子育て支援事業の「量の見込み」について」です。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ご説明いたします。資料 11 になります。

子ども子育て支援新制度においては、市町村が幼児期の学校教育・保育、地域子ども子育て支援事業について潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で、これに対応する提供体制を計画的に整理することとしております。この量の見込みの算定につきましては、住民の利用ニーズを把握するために算定いたしましたもので、各市町村はこの見込みにつきまして計画的に供給体制を整備することになります。本日お示ししています量の見込みにつきましては、昨年 9 月、10 月になりますが、本市の行ないました子ども子育てニーズ調査の結果を元に国が示した算出方法に基づきまして算出したものであります。3 月末に行なわれました「子ども・子育て支援会議」でご報告させていただいたものと同じものでございます。

まず 2 ページを御覧ください。平成 25 年就学前児童数が 128,099 人いらっしゃいます。それから 26 年から 31 年までの就学前人口の推計人口を掲載しております。推計によりますと、31 年までは 128,000 人前後であまり変わらないと出ているところでございます。

この調査を元に国の示した算出方法につきまして、6 ページ『「教育・保育の量の見込み」の具体的算出方法について』ということで、まず、回答から家庭類型を算出いたします。類型につきましては、タイプ A からタイプ F まであります。タイプ A がひとり親家庭。それからタイプ B が両親とも働いている家庭。それからタイプ C につきましては片方がフルタイムで働いている、もう 1 人の方がパートタイムで働いている。タイプ D はどちらかが家にいらっしゃる。タイプ E が両方ともパートされている方。タイプ F が両方とも無業・無職の方。この A ～ F の類型に分類しまして、それぞれ年齢区分ごとに算出をすることになります。その上で、関連する設問の回答状況から利用意向を算出いたしまして、その利用意向から量の見込みを算出する。という形が国の手引きとなっておりまして、本市におきましても基本的にこの手引きどおり行なったところでございます。8 ページ放課後児童健全育成事業の項目ですが、本市放課後施策につきましては、児童いきいき放課後事業を中心に進めていくことから、3 事業の実績を掲載しております。平成 25 年 4 月現在の実績はそれぞれ「いきいき」は 60,255 人。子どもの家事業につきましては、1,260 人。全登録数 1,715 人中留守家庭は 1,260 人となります。それから留守家庭対策事業につきましては、1,887 人の登録。3 事業合計で、63,402 人となっています。なお「いきいき」につきましては、留守家庭児童に加え、その他の児童を含む実績になっております。「量の見込みの算出」につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国における基準どおり算出しました。対象となる家庭類型につきましては、昼間家庭にいない家庭タイプ A のひとり親、それからタイプ B の両親がフルタイムで働いている家庭、タイプ C 一方はフルタイム、一方はパートタイム。それからタイプ E が両方ともパートタイムで働いている方。対象年齢は、より正確に把握をするために、4～5 歳児を対象にしております。その内、「いきいき」、及び留守家庭児童対策事業を選択した割合を算出いたしまして、家庭類型別児童数で「量の見込みを」算出いたしました。31 年度の見込み数を算出いたしますと、合計が 38,143 人となります。その内訳といたしまして、「いきいき」の希望が 34,627 人、留守家庭児童対策事業の希望が 3,516 人となっております。「いきいき」の希望数は家庭類

型がひとり親や、就労家庭など、放課後児童健全育成事業としての利用希望数ということで留守家庭の保護者以外の希望数は含まれていない数になります。そもそも「いきいき」には定員がありませんので、希望があれば全て受け入れるということになっております。それから、留守家庭児童対策事業につきましては、現在の実績と比較しますと、369人多いというふうになります。本市における留守家庭児童対策事業は民設民営の事業者に補助金を交付するとなっておりますので、留守家庭のニーズは地域とか年代で、かなり偏在しており、ニーズが生じたところに補助を行っております。また先ほども若干ご説明いたしましたが、この間申請事業者が年々減少しているという状況にあります。一方で新設事業者もあるという本市の状況がございまして、ニーズに対し適切に対応していきたいと考えてるところでございまして、そのため本市としては当面は現状の「いきいき」と留守家庭児童対策事業この2事業で対応していきたいと考えております。

それからもう一つでございまして。「量の見込みの算出」の際に、提供区域の設定をします。この放課後事業健全育成事業の左の下、「量の見込み（暫定値）」「提供区域」とありまして、今は「市全域」としております。各事業におきまして、「市全域」とか「行政区域」とか「小学校区域」とか、その設定区域内でニーズに対応した事業を提供する、供給体制を作るというのが、この計画でございまして、事務局原案では、放課後事業健全育成事業につきましては「市全域」を案として設定をしております。「いきいき」につきましては、全小学校区で実施しているということから、小学校区域であるとか、行政区域設定でも妥当ではないかと考えられますが、現在、隣接校区とか行政区域内の学校選択制の実施、それから、小中一貫校に伴いまして校区を撤廃した学校もできました。そうなりますと「いきいき」の参加につきまして、平日は通っている学校へ参加するが土曜日とか長期休業中は、交通を考えますと地元の学校の方が良いという希望が生じるということが考えられます。現在わずかですけど、そういうことが起こっております。そうなりますと提供区域は小学校区や行政区域が適当ではないと考えられます。また留守家庭児童対策事業におきましては、民設民営事業者の補助ということですので、地域ごと年代ごとに偏在しているということから、その小学校区域であるとか、行政区域での事業に対する設定が妥当かということにつきましてはいろいろ考え方があろうかと考えます。さらに、先ほど申しあげましたとおり、事業者が申請がなくなったり新しい事業者が増えたりということにつきまして、その同じ行政区域内ではなく全市的に対応しないとニーズに対応できないのではないかと考えておりますので、原案としては設定区域を「市全域」としておるところでございまして。

1枚目の横長の表につきましては総括表でございまして、3番目に放課後事業健全育成事業の「量の見込み」の推移を掲載しております。低学年・高学年に分けて、それぞれ27年度から31年度まで掲載をしているところでございます。他の事業も同様ですが、31年度に向けまして供給体制を設定するということで今検討がされているところでございまして、ご説明は以上でございまして、この「量の見込み」から考えられるようなことをご意見いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いします。

【岡田部会長】

国の算定基準に基づいて、「量の見込み」案を提出していただきました。こういう数字を元に、これからどのように事業構築をしていくのかということの基本的なデータになるということです。それともうひとつは「市全域」で対応していこうということをお考えということですが、この数字及びその辺りのことに関わりまして何か御意見ございますでしょうか。

【小谷部会長代理】

意見というよりも、どう表を見るかというだけの解釈になると思うんですけども、アンケートいわゆる調査結果ですので、4,5歳の子どもを抱えていらっしゃる方というのはいわゆる留守家庭児童対策事業が近所になれば当然そのニーズが出てこない。どうしても「いきいき」は全校区にあるということから選択もありなんかなというところで、数はそういう形で現れているんだという見方をしておかないといけないかなという風に思っ

おります。あまりにもやっぱり数が全校区にあるのと、校区に留守家庭児童対策事業をやっているという事業所がない所では、これから就学を迎える保護者は選択のしようがないという、数字の捉え方を非常に工夫する必要があるのかなというのが私の意見です。

【岡田部会長】

他にいかがでしょうか。近くの校区に留守家庭事業がないとすれば、いきいきを選択せざるをえない。

【小谷部会長代理】

いきいきを選択せざるをえない。あくまでも去年の調査の結果です。

【福永委員】

いきいきを充実してあげなければ、その校区の方は通えるが、校区と離れていたら、なかなか子どもが通うこともできないし。

【小谷部会長代理】

やっぱり学校選択ですね。

先ほどの施設の状況を見ていただいたり、区によって偏在していくのもみていただけると思いますし。

【小谷部会長代理】

これからこれを元にどうするという意見ではないですけど。あくまでいろんな見方ってということでの可能性です。

【岡田部会長】

主として小学校低学年を対象とした事業ですから、全体の配置計画は市全体として見るけれども、利用者は結局は校区単位でしか動けないし、そこに頼む以外、するしかないですよ。そういうことは。

【小谷部会長代理】

現実そうですね。入学したらほとんどの子が入りますから。こうなっちゃうともう3年生くらいで満杯になって2年生までなって、次はそれこそ隔週で各自行かんとあかんと。いきいき活動そのものもなかなか皆さん見れないと。そんだけニーズがあるということですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

確かにいきいきは低学年の登録も利用も非常に多くなっております。定員はないので、行きたいのであれば必ずいける。就学前のアンケートに加えて就学児のアンケートでは、参加していない理由がございます。高学年では、「子どもが行きたくない」というのが一番多いという結果があります。子どもは高学年になれば友達との遊びであるとか、習い事であるとか、登録はあるのですが、日々の参加は減少しているという傾向は確かにございます。

【中澤委員】

学校現場ですので、特に高学年は授業が遅くその後放課後例えば16時半まで残って遊べると。その子はいきいきに入っている、16時半まで遊んでいる。で、同じく6年生やけどいきいきに入った子はいきいきに入っている。いきいきの子といきいきでない子が同じクラス、運動場が同じ活動の場で一緒なんです。一緒に遊んでい

いいのかあかんのか、それぞれが学校によっていっぱいある。友達やったら遊んでいい。ほんでそこで喧嘩、喧嘩というか怪我した場合どうするのか、という。子どもやったらそんなん「いきいき」参加していないからって非常に難しいんですけどね。そういうのは今よくどこでも「どうしようかな」と考えています。「どうしようかな」で終わるんですけど。すみません、ちょっと話しがそれました。

【岡田部会長】

よろしいでしょうか。そうすると、一応事務局の方針でこの数字を元に今後市全域で対策を考えていきますという方針を提案いただいたわけでありますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは次の「放課後児童健全育成事業の設備・運営の基準について」、ある意味今日の一番のメインの議題になるかと思うしますので、また説明をお願いいたします。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ご説明いたします。資料は 12 となります。子ども・子育て支援新制度におきましては、児童福祉法第 34 条 8 の 2、第 2 項の規定に基づきまして、厚生労働省が省令で定め示された基準に基づきまして、各市町村におきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で制定するということになっております。地方公共団体以外の者が、第 2 種社会福祉事業として、放課後事業健全育成事業を実施する場合、この条例の基準を満たした上で事前に届け出が必要になります。4 月 30 日にその厚生労働省令が発出されました。資料 12 がそのポイントを一覧にしたものであります。資料 13 がその全文です。資料 14 は国の行ないましたパブリックコメントの結果を資料として添付しております。資料 12 のポイントごとに説明をさせていただきます。これまでは本市におきましては放課後児童健全育成事業を行なう際の事業の基準というのがございました。各事業者に対しまして、補助金を交付するための交付の基準だけがございました。ご説明の際には適宜本市の交付基準もお示しをいたします。

この国が示す基準につきましては、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」がございます。「従うべき基準」につきましては、条例の内容について国の基準の内容に従わなければなりません。「参酌基準」につきましては、条例の内容は省令の基準を十分に参照し、その妥当性を検討した上で判断し、地域の実情に応じて結果として省令と基準が異なってもゆるされるという基準でございます。厚生労働省令では「従うべき基準」につきましては、職員の員数・資格になっておりまして、その他は「参酌すべき基準」となっております。

まず支援の対象、いわゆる事業の対象でございます。この基準は「参酌基準」になります。省令では、以前、「小学校に在籍する 10 歳未満の児童であって労働等で昼間家庭にいないもの」としてありましたものを「小学校 6 年生まで」が対象となりました。本市補助金交付基準につきましては、これまで国の表記どおり概ね 10 歳未満としてありましたけども、先ほども申し上げましたとおり運用上 6 年生までを対象と、現実として対象としていたところでございます。

次に「施設・設備について」でございます。この基準も「参酌基準」になります。遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備・備品を備えること、またこの区画は当該放課後児童健全育成事業の用に供する時間帯においては専らその用に供するものとしています。また「おおむね児童一人あたり 1.65 m²以上でなければならない」ということでございます。本市の交付基準につきましては、児童一人あたり 1.75 m²以上となっておりますが、これは交付金額を算定する際に、登録児童数または使用する部屋の広さ 1.75 m²で割った数のどちらか低い方を交付金額とするための基準ということで、事業の基準ではございません。

第 10 条ですが、「職員の員数及び資格」、この項目が「従うべき基準」になります。これまで職員に対する資格、員数の定めはございませんでした。省令では職員を 2 名以上配置すること、内 1 名以上は、「放課後児童支援員として別掲の各項目のいずれかに該当し、且つ都道府県の実施する研修を修了したものでなければならない」

としております。別掲につきましては、この裏面の下、「放課後児童支援員について」に掲載をしているところでございます。これは、昭和 23 年当時厚生省令第 63 号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において、職員を示す第 38 号の「児童の遊びを指導する者」の基準を元に今回の規定がされました。具体的には、保育士であるとか、社会福祉士、それから教員免許を有するもの、高校を卒業し、2 年以上児童福祉施設に勤務したもの、大学で社会福祉学、心理学等の課程を修了し、児童福祉施設の設置者が適当と認めたもの、などが定められておるところでございます。現在、本市の補助金交付要綱におきましては、「職員を確保すること」としているのみで、特に資格については定めがないところでございます。この基準につきましては、「従うべき基準」であることから、本市においてもこれと同等、若しくはそれ以上の基準を定めなければならない。といことでございます。本市におきましては、規模が 10 人台の小規模の事業者が多いことから、指導員を 1 名というところが多く見受けられるところでございまして、今回の基準の中で一番影響が大きいと考えているところです。

次に「児童の集団規模」です。「参酌基準」となります。児童の集団の規模は、おおむね 40 人までとし、40 人を超える場合は、児童クラブを分割して運営するか、同じ施設の中で、複数の児童集団を作っていくということになっております。本市交付基準におきましては、補助金の交付は登録人数によってランクがございすけども、特に規模を示す要綱はございません。

裏面にまいります。開所日数でございます。開所日数は年間 250 日以上とし、各地域を設定することとなっております。「参酌基準」でございます。本市交付基準においては、291 日以上となっております。これは、児童いきいき放課後事業が年間約 290 日程度開催しているということから、同様の事業の実施者に補助金を交付しているということになっております。

続きまして、開所時間です。「参酌基準」となっております。開所時間につきましては、平日につき 1 日 3 時間以上、休日につき 1 日 8 時間以上を原則として、地域の実情に応じて事業所ごとに定めるとなっております。本市交付基準も同じ基準であります。

続きまして、非常災害対策や個人情報保護など、一般的な取り決めでございます。これも「参酌基準」となります。本市においても交付要綱とか指導規定に同様の規定でございます。

次に附則になります。省令はこども・子育て支援関係三法施行の日から施行となっております。消費税が 10% 導入の決定が併せてとなりますので、条例の定めた上で、早ければ、27 年の 4 月からの施行となります。職員の経過措置なんですけど、この経過措置については「従うべき基準」となりまして、第 10 条 3 項は資格に関してなんですけど、平成 32 年 3 月 31 日までは修了予定者も含むとしておりまして、32 年 3 月 31 日までに移行することとなっているところでございます。

これから本市における留守家庭児童対策事業、放課後児童クラブの基準を定めた条例を制定する作業が必要になってきます。具体的なスケジュールはお示しすることが出来ませんが、今後ここでの意見であるとか、パブリックコメントであるとか最終的には議会のご議論・議決をいただき制定することになります。条例の定める基準につきましては、当然ながらこの国基準が元ということになりますので、本日につきましては、この国の基準につきまして本市が定める場合の基準値の妥当性とか、それから現状のご意見であるとかご意見いただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【岡田部会長】

ありがとうございます。平成 27 年度から厚労省の示した基準に基づいて運営していただくため、本市もそれに習って基準を条例で定めなければならない。その検討をしていただきたいということでございます。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

すみません。ちょっと資料の補足でございますけども、第 9 条の参酌基準の「遊び・生活の場としての云々」のところでございますけれども、まず一つ目のところで、「時間帯を通じて専らその用に供するものでなければ

ならない」でございますけども、その後にちょっと但し書きが抜けておりまして、「但し利用者に支障がない場合はこの限りではない。」ということが、資料 13 の 3 ページの 9 条の 3 項にまとめたものがございますが、3 項のところに「ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない」というところが、抜けておりましたので補足させていただきました。

【岡田部会長】

ありがとうございます。9 条のところに但し書きがあると。つまり、併用するようなことも可能だと。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

「利用者に支障がなければ」という趣旨。

【岡田部会長】

これ条項ごとに第 5 条の参酌基準については 10 歳未満というのが本市の小学校ということですから、まあ 6 年生までが対象となるような改正。

【小谷部会長代理】

それが現状でそうやってます、というようなことになります。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

全国的に見ても 3 年生までということが多数ございます。国としても 6 年生まで受け入れていてもかまわないということから、本市としては 6 年生まで受け入れているということです。

【小谷部会長代理】

それはそれでいいんじゃないですか。

【岡田部会長】

そうは現実的にはないという事ですね。国の基準にしたら。

9 条についていかがでしょう。

【小谷部会長代理】

一人当たりの面積が、大阪市の方が広がっている。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

若干。

【岡田部会長】

「1.65 m²以上でなければならない」だから、大阪市は今の基準をそのまま適応しても支障はない。

【一同】

支障はない。

【岡田部会長】

何かこれを国の基準に変えるとどうということが想定されますか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

建物によっては定員が増える可能性があります。国の基準は最低基準ということで、この「利用者が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保障する」ということを前提とします。と定めた基準になっております。

【倉光委員】

国が 1.65 m²、大阪市が 1.75 m²なんですね。これは昨日も出てた 30 万人分の、枠を仕掛ける考えを合わせると、別に 1.65 m²にしたからといって、そんだけ入れろということだけじゃなしに、それぐらいの枠を設けとく言うのは、その方がやっぱり国の施策にも適合するのかなというふうに思います。私の方も 1.65 m²でもええんちゃうかなという気がします。

【小谷部会長代理】

事業のため部屋を借りてる事業所の場合でも、どうしてもそのために定員が増やせないというところがあるのかなと、ちょっと細かい事情は全部掴んではないんですけど、そうしておいた方が、利用できる可能性が増えるんじゃないかと思うんですけど。

【岡田部会長】

広さが子どもにどれぐらいの。

【福永委員】

1.65 m²で、確かに余裕はあるかと。

【倉光委員】

小学生ぐらいになるとあんまり関係ないかなと、気がします。枠はこれぐらいの 1.65 m²でとっとく方が急な対応の時に。

【小谷部会長代理】

定員拡大のときに、枠を広げる意味ではいいのかな。

【岡田部会長】

そうしたら、1.65 m²でも良いのではないかという御意見のようですので。

ちょっと 10 条はここ時間かかりそうなので置いて、「参酌基準」の方から先に。10 条はもうよろしいでしょうか。概ね 40 人ですよ。

【倉光委員】

これ現実問題私どもの施設では、100 名超える児童が登録しております。今、市の要綱では、規模を制限する要綱がないということで、これでやっているんですけど、現実問題として場所も 100 名ぐらいの規模を想定してやってますので、今のところ支障がないと言えば支障がないと、思うんですけども。これがもし市の方の条例で 40 人となりますと、この条例を受けて分割にむけた検討を始めようと思うんですけど、そのそれぞれに対する補助金を交付するという確約をいただかないとできません。ですから、110 名ですんで 3 つに分けると。補助金

申請してその増加分ももらえるかという、その辺のことあるんです。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

そうですね。先ほども申し上げましたとおり、こういう場合は出来るだけ分割、同じ建物のなかでも児童の集団を分けて欲しいというのが、国の要請でございます。で、補助金なんですけども、この基準につきましてはあくまでも事業の基準でございまして、補助金の交付基準等ではございません。また別の議論になります。今大阪市としまして、他の自治体もたぶんそうだと思うんですが、当然基準が厳しくなったから、国からの交付金なり補助金なりも増額して当然だろうというようなことは、国に申し上げているところでございますが、何の反応もございません。具体的には、消費税 10%になったときに、どれくらい増額できるかということになりますので、今のところ国からは何も示されていない状況でございます。

【倉光委員】

今までも 70 人問題はずっとありましたが、人数が多ければよい部分もあります。縦割り集団の長所です。運営側の予算的にも良い部分がいっぱいあります。このことは国の参酌すべき基準となっていますので、市においても条例化についてはご配慮いただきたい。

【中澤委員】

学校現場やったら分割してますけども、それをさらに分割して、このキャパがね、学校によったら教室が分けられない学校がいっぱい出てくると思うんです。教室はあるんですけども、そこを「いきいき」に渡すと教室が学校教育の教室が足らなくなるところが、少なからずどっか出てくると思います。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

「いきいき」につきましては留守家庭児童以外のこどもも参加できるということで、厳密にこれに当てはめられるかというのがあるんですが、多くが留守家庭の子どもが利用しているという現実がございますので、念頭に置かなければならないかなとは考えております。

【岡田部会長】

根本的なことですが、これは留守家庭児童も「いきいき」も両方に当てはめる基準という事ですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

そうではありません。放課後児童健全育成事業として実施する場合の基準でございますので、全児童対策とする場合はあてはまりません。

【岡田部会長】

入らない。「いきいき」はまた別。全児童ですから。

【倉光委員】

留守家庭児童も「いきいき」にいてますよね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

5 割ぐらいじゃないかなと、実感ですけども参加していると思います。

【岡田部会長】

ここはたちまち国の基準に合わせて 40 人までとするとはちょっと認められないということですよ。

【倉光委員】

個別のケースがありますから。柔軟な対応ができるほうがいい。

【岡田部会長】

はい、10 条は大阪市はこれまで定めてこなかったですけども、現状を取り巻く反映できるような形で、先に 18 条、250 日と 291 日この辺りはいかがでしょうか。ここは「参酌基準」ではありますが。

【福永委員】

日数を上げたらそれだけ子どももたくさん利用できると思う。下げたら休みが多いとかの意見がでるかも。そういう面では、「250 日以上」ですから別に問題はないのかと。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

今「いきいき」が日曜日・祝日・年末年始・お盆以外の 290 日ぐらい開設しています。

【岡田部会長】

例えば「いきいき」が 290 日ぐらやってて、留守家庭が 250 日しか開きませんよとなると、こっちから「いきいき」の方へ逆に子どもが流れていくというようなことも。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

可能性としてはあります。

【岡田部会長】

長いこと預かってくれるんだったら出てきます。2 種類になるんだったら、合わせた日にしておいた方がいいのかなという気がします。

【藪根委員】

「いきいき」の 290 日とこちらの 250 日、40 日ちょっと差が開き過ぎているような。

【岡田部会長】

大きいですね。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

国は放課後児童クラブのガイドラインというのを設定しまして、それが 250 日となっているところから、この 250 日が適当じゃないかという設定でございます。

【倉光委員】

大阪市の学童保育をやっているところ 250 日なんかないんじゃないですか。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

国はオールジャパンで考えているから過疎とか人口の少ない県とか含めてなんで、大阪とか東京など就労形態の違いなどというのは決定的にはあると思います。

【福永委員】

今の日数でも支障はないのかなと思います。

【岡田部会長】

そしたら、下回るわけじゃないので、現状の基準が妥当じゃないかということで終わらせていただきます。

18 条になりますが、ここはほぼ同じということですね。このままでよろしいでしょうか。

次の対策等ですが、これも同様のものが指導規定に書かれているという事で、それがこちらへついでにいけばいいということですね。

附則は「経過措置」ぐらいですか。検討いただくのは。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ただ「経過措置」については「従うべき基準」なのでかえることができません。

【岡田部会長】

それでは元に戻って、「資格要件と人数」のところになります。いろいろご意見をいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

【小谷部会長代理】

小規模のところがどうなのかというのが課題ですね。人数がある程度先ほど言ってた 40 人とかいうところのは、クリアできると思います。それ実際 2 人は置かないと。ただ小規模の 10 人とかその辺のところが 2 人ずつ本当に配置できるのかどうか。それからまた「従うべき基準」になっているだけに、どういうふうに解釈して救済措置が取れるかということが課題かなと思います。

少人数のところが 印で書かれているように他で併設の職員がいるという事は可能なんですけど、そうでない単独の 10 人というような事業所はそこは大変です。だからその救済措置をなんか組み込めれないかなと。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

ただ「参酌すべき基準」ではなく「従うべき基準」なんで。

【小谷部会長代理】

そうですね。「従うべき基準」ですね。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

ちょっとこれも御意見お伺いして、これからの課題であると思うので。条例は事業の基準ですので、一定「従うべき基準」として国が示しているものは、基本的にその通り設定しないとダメだなと思っています。先ほども申しました通り、こちらに参考と書いてあるのは、大阪市の補助金の交付要綱ですので、当然条例に縛られるということは大前提になると思うんですけど、先ほど小谷委員からもございましたけども、例えば経過的なここに「附則」、国の基準自身も附則等がありますので、「経過措置」みたいなところで、今度は交付金の方で対応としてそういう対応を取れるのかどうかの検討を合わせてやっていくというイメージになるのかなと思うんです。なかなか条例の部分で国が「従うべき」と言うてるところを市独自というのは、非常に議会の理解を得るというの

も難しいという印象を持ちます。とはいいながら、補助金も原則はやはり条例ベースで考えてはいくということなんですけど、今まで一定大阪市としてやってきた実績とかもございますので、後はそういった部分で今後小谷委員とか先ほど皆さんからあったような部分の反映ができるのかできないのか、もちろん一方で財政状況というものも動かしがたいものはあるんですけど、そういった議論の中での整理とか検討ということになるのかなとは思います。

【岡田部会長】

この「附則の職員の経過措置」というのは、みんなについては経過措置はないのですか。資格要件だけですか。経過措置ができるのは。条例は二人としておいて。

【倉光委員】

条例に附則というのは付けられないんですか。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

付けれます。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

ただ条例とその補助は、もちろんベースになるんです。でもそれが、必ずしも条例に書いてある事をやれば全てのものが補助金の対象になるのかと言え、逆にそれはまた別問題の話。ただもう当然今度は条例が一旦出来れば、条例はこうでしょということはベースにはなってしまいますので。

【岡田部会長】

そういう条例を定める際には国の基準を従わざるを得ないんですけども、現状をふまえた運用等を大阪市としては考慮していただきたいと、考慮できるのかと。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

できるかどうかと言うのを含めて検討を。

【倉光委員】

今国がね、こういうふうなことで放課後児童についてやっているわけですから。やっぱり職員の配置基準とかその辺の処遇改革というか、そう言った方面に今言っていくチャンスかなと。これから市のほうであれば、かなり考慮できる余地があると。

【田丸こども青少年局青少年担当部長】

それと倉光委員がおっしゃった国の方の補助金とかどの範囲まで実際対象にして、例えば国も経過措置とかそういうことをどこまで認めてくれるのかという部分、大きいということがあると思いますので、その辺我々としても国に対して要望等あげるべきことはあげていかないとダメだなと思います。

【小谷部会長代理】

この先と言いますか、何回も繰り返しますが、20人以下のクラブについてはこれをなんかうまく改良出来るようなものが、今すぐ適応した文章が思い浮かばないんですが、ちょっとこれをやらないと、さっきから気になるのが小規模。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

この のところも、大きな施設の中で他におればというようなイメージになっています。

【小谷部会長代理】

だからそれを仮に「保護者が交代で」とか。まあ、どんな方法になるかは別なんですけど。何らかのこうできないかと。保護者がいいのか、保護者が必要だから学童クラブというか、留守家庭児童対策事業があるわけだから。それがボランティアでいいのかどうかとか。なんかちょっとこれは検討がいるかなと思います。

【倉光委員】

これに見合うというかここに関わる場所も多いですから。

【福永委員】

地域の状況にもよりますからね。

【岡田部会長】

そうするとそこは資格要件の方に。

【小谷部会長代理】

1 名は資格要件でいいのであって。それは経過措置が 5 年あると。ただもう 1 名は職員じゃないといけないというところを緩和できたらなと思っております。

条例にするのに、やっぱり議会にかけないといけないですよ。課題ですね。

【岡田部会長】

課題として。この会議で決定するわけではありませんので、課題の認識を深める会議でということで議論していただければと思います。他よろしいでしょうか。昨日か一昨日の新聞でも、子ども・子育て支援会議で厚労省の留守家庭と文科省の放課後事業と連携して進めることも考えられなければならないというようなことを書いてあったんですけど、そのあたりは。

【松原こども青少年局企画部放課後事業担当課長】

首相は、今後、文科省の「放課後子ども教室」と厚労省の「放課後児童健全育成事業」を一体化して進めていくことを成長戦略で議論しております。これまで国の方も縦割りでしたので、こちらとしてもそれぞれの対応ということがあったんですが、今後どうなっていくのかは注視していかなければいけないと考えております。それが果たして例えば国からの補助金をどう反映されるのかが、それから運用、これは省令として出されましたけれども今後ガイドラインが出されると聞いてますので、そのガイドラインでどういう表現になるのか、どういう運用ができるのかというのは、注視していきたいと考えております。

【岡田部会長】

そのあたりもう少し国の動きも待たないといけないということですね。よろしいでしょうか。他に何か御意見ございませんでしょうか。ありがとうございました。予定されている議題 6 までの議題についてのご説明はいただき、ご議論いただきましたが、その他、他に何かこの際ご議論していただきたい事はございますでしょうか。よろしいですか。どうも本日はいろいろと貴重な御意見いただきありがとうございました。これを今度「こども・

子育て支援本会議」の方にここでの意見を反映させるべく、持っていくようにしますので、また結果等ご連絡あると思いますのでよろしくお願いします。それでは、進行を司会にお返しします。

【大山こども青少年局企画部放課後事業担当課長代理】

岡田部会長大変ありがとうございました。また委員の皆様方には長時間にわたり御傾聴いただきありがとうございました。それではこれをもちまして「こども・子育て支援会議 第1回の放課後事業部会」を閉会いたします。誠に本日はありがとうございました。お疲れ様でございました。